

# 電気通信主任技術者試験用 国際電気通信連合憲章の攻略メモ

Ver3.8

## はじめに

国際電気通信連合憲章は、国際通信の法的基礎となる条約です。平成 7 年に従来の旧連合条約を改正して公布されたもので、以降、憲章と条約とに分離しています。

条約であるため、国内用の条番号の他に、原典にある通し番号も付けられているのが特徴的でしょう。

かつては稀にしか出題されない分野でしたが、平成 10 年度を境にして、毎回必ず出題されており、配点も 100 点中 4 点と、ほぼ固定となっています。

しかし、配点が少ないとはいっても、その出題範囲は非常に狭く学習がしやすい科目です。電波法分野、不正アクセス等も同様の傾向がありますが、ほんの少し時間を割くだけでも、手堅く 4 点が取りやすい有望な得点源なのです。

本資料は、昭和 60 年度第 1 回から平成 30 年度第 2 回までの憲章関連出題状況を調査したメモです。これから法規を受験される皆さまに少しでも、お役に立てれば幸いです。

令和元年 6 月 電気通信主任技術者総合情報 管理人

### 改版履歴

r1.0.....	平成 24 年 2 月	初版
r2.0.....	平成 25 年 7 月	平成 25 年度第 1 回分を追加、レイアウト変更。
r3.0.....	平成 26 年 9 月	テキスト化完了。
r3.2.....	平成 27 年 11 月	平成 27 年度第 1 回分を追録、条文まとめを更新。
r3.3.....	平成 28 年 3 月	平成 27 年度第 2 回分を追録。
r3.4.....	平成 28 年 8 月	平成 28 年度第 1 回分を追録。条文まとめを更新。
r3.5.....	平成 29 年 3 月	平成 28 年度第 2 回分を追録。
r3.6.....	平成 29 年 11 月	平成 29 年度第 1 回分を追録。
r3.7.....	平成 30 年 5 月	平成 29 年度第 2 回分を追録。
r3.8.....	令和 01 年 6 月	平成 30 年度第 2 回分まで追録。

過去の出題は以下の条文「のみ」。赤字が出題部分、[]は出題年次。\*は全文正否問題年次を表す

## 過去の出題が5回以上の頻出条文

第1条(連合の目的) ----- 10回 【H11-2,H14-1,H18-2,H20-1,H22-1,H22-2,H24-1,H25-2\*,H27-2\*,H29-1\*】

- (3) (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (4) (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

第33条(国際電気通信業務を利用する公衆の権利) -----

16回 【S62-1,H04-1,H07-2,H17-1,H19-1,H20-2,H21-2,H23-2,H24-2\*,H25-1,H26-1\*,H26-2,H28-1\*,H28-2,H29-2,H30-2\*】

- (179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

第34条(電気通信の停止) ----- 9回 【H10-2,H12-2,H13-2,H15-2,H21-1,H23-1,H24-2\*,H26-1\*,H30-1\*】

- (180) 1 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。
- (181) 2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

第37条(電気通信の秘密) ----- 8回 【H17-1,H21-2,H23-2,H24-2\*,H25-1,H26-2,H28-2,H29-2】

- (184) 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

第38条(電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護) ----- 5回 【H12-1,H16-1,H17-2,H19-2,H30-1\*】

- (186) 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件下で設置するため、有用な措置をとる。
- (187) 2 第186号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

第45条(有害な混信) ----- 5回 【H11-1,H14-2,H16-2\*,H28-1\*,H30-2\*】

- (197) 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

## 過去の出題が 4 回以下の条文

- 第1条(連合の目的)-----1回【H27-1\*】
- (6) (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。
- (7) (e) 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。
- (9) (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に關係がある非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。
- 第36条(責任)-----3回【H17-2\*、H28-1\*、H30-2\*】
- (183) 構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。
- 第40条(人命の安全に関する電気通信の優先順位)-----4回【H13-1、H15-1、H28-1\*、H30-2\*】
- (191) 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。
- 第46条(遭難の呼出し及び通報)-----3回【H16-2\*、H28-1\*、H30-2\*】
- (200) 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- 第47条(虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号)-----1回【H18-1】
- (201) 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

以上。

## WEB 上での条文原本入手方法

条約関連については、一般的な e-Gov 法令検索↓

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)

ではなく、外務省の管轄となっていて、下記の URL に PDF が保存されていて閲覧することができます。なお平成 13 年版からは「連合員」→「構成国」と名称変更されていますので、これ以前の過去問については該当条文が同じでも、表現内容に微妙な差があります。

平成 7 年初版のもの

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H7-1293\\_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H7-1293_1.pdf)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H7-1293\\_2.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H7-1293_2.pdf)

平成 13 年改正のもの

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H13-0147\\_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H13-0147_1.pdf)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H13-0147\\_2.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H13-0147_2.pdf)

以降も改正がなされています。しかしながら、試験対策には不要な条文改正ばかりですので、さしあたっての問題は無いでしょう。より詳細な改正情報が欲しい場合には、日本法令検索 (<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>) が使いやすいと思います。

# 過去問題 演習編

昭和 62 年度第 1 回～平成 30 年度第 2 回

## 平成 30 年度第 2 回

問2(3)(エ)4点 5肢1択 (全文判定)

- (3) 国際電気通信連合憲章に規定する「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」、「責任」、「人命の安全に関する電気通信の優先順位」、「有害な混信」又は「遭難の呼出し及び通報」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、(エ) である。 (4点)

<(エ)の解答群>

- ① 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、自国の利用者に対し、優先的に便益を供与する権利を有する。
- ② 構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。
- ③ 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。
- ④ すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ⑤ 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

5つの条文の成否を問う点では難易度の高い問題だが、憲章の考え方からすれば比較的容易。

類題 [H28 年度第 1 回](#)

(参照条文)

**第 33 条** (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

- (179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、~~自国の利用者に対し、優先的に便益を供与する権利を有する。~~**すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。**

解答 ①

## 平成 30 年度第 1 回

問2(3)(オ) 4点 8肢1択(全文判定)

(3) 国際電気通信連合憲章に規定する「電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護」及び「電気通信の停止」について述べた次のA～Cの文章は、文章は  。（4点）

- A 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。
- B 国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保し設置された、これらの通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。
- C 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

<(エ) の解答群>

- ① Aのみ正しい                      ② Bのみ正しい                      ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい                      ⑤ A、Cが正しい                      ⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい                      ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

(参照条文)

第 38 条（電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護）

(186) 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。

(187) 2 第 186 号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

第 34 条(電気通信の停止)

(180) 1 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

解答 ⑦ 全て正しい

## 平成 29 年度第 2 回

問2(3)(エ)(オ) 4点 10肢2択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」及び「電気通信の秘密」について述べたものである。

同憲章の規定に照らして、内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、 (エ) は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の (オ) するすべての可能な措置をとることを約束する。

<(エ)、(オ)の解答群>

- |           |            |          |          |
|-----------|------------|----------|----------|
| ① システムに適合 | ② 規約及び約款   | ③ 国際法に準拠 | ④ 方式及び機能 |
| ⑤ 犯罪防止に対応 | ⑥ 標準化に寄与   | ⑦ 料金及び保障 | ⑧ 維持及び運用 |
| ⑨ 技術基準に規定 | ⑩ サービス及び品質 |          |          |

(参照条文)

### 第 33 条 (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

### 第 37 条 (電気通信の秘密)

(184) 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 ⑦、①

## 平成 29 年度第 1 回

問2(3)(エ) 4点 10肢2択

(3) 国際電気通信連合憲章に規定する「連合の目的」について述べた次のA～Cの文章は (エ) 。

(4点)

- A 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
- B すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- C 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。

〈(エ) の解答群〉

- ① Aのみ正しい                      ② Bのみ正しい                      ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい                    ⑤ A、Cが正しい                    ⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい            ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

(参照条文)

### 第1条 (連合の目的)

(2)1 連合の目的は、次のとおりとする。

- (3) (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (4) (b)電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c)電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 ⑦ 全て正しい

## 平成 28 年度第 2 回

問2(3)(エ)(オ) 4点 10肢2択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」及び「電気通信の秘密」について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する  (エ) する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の  (オ) するすべての可能な措置をとることを約束する。

<(エ)、(オ)の解答群>

- |           |         |          |         |
|-----------|---------|----------|---------|
| ① システムに適合 | ② 設備を公開 | ③ 国際法に準拠 | ④ 環境を提供 |
| ⑤ 技術基準に規定 | ⑥ 技術を共有 | ⑦ 標準化に寄与 | ⑧ 権利を承認 |
| ⑨ 犯罪防止に対応 | ⑩ 手段を提供 |          |         |

(参照条文)

**第 33 条** (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する **権利を承認** する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

**第 37 条** (電気通信の秘密)

(184) 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の **システムに適合** するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 ⑧、①

## 平成 28 年度第 1 回

問2(3)(エ) 4点 5肢1択 全文判定

- (3) 国際電気通信連合憲章に規定する「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」、「責任」、「人名の安全に関する電気通信の優先順位」、「有害な混信」又は「遭難の呼出し及び通報」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、(エ) である。 (4点)

〈(エ)の解答群〉

- ① 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、自国の利用者に対し、優先的に便益を供与する権利を有する。
- ② 構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。
- ③ 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。
- ④ すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ⑤ 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

10年以上見なかったマイナー条文が出題。ただし、誤り選択肢は最頻出条文であるため、比較的簡単。

類題 [H30 年度第 2 回](#)

(参照条文/解説)

### 第 33 条 (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、~~自国の利用者に対し、優先的に便益を供与する権利を有する。~~すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

②は第 36 条(責任)183 の条文。11 年ぶり 2 回目の出題。

③は第 40 条(人命の安全に関する電気通信の優先順位)191 の条文、13 年ぶり 3 回目の出題。

④は第 45 条(有害な混信)193 の条文、12 年ぶり 4 回目の出題。

⑤は第 46 条(遭難の呼出し及び通報)200 の条文、12 年ぶり2回目の出題。

解答 ①

## 平成 27 年度第 2 回

問2(4) (オ) 4点 8肢1択 全文判定

(4) 国際電気通信連合憲章に規定する「連合の目的」について述べた次のA～Cの文章は、。  
(4点)

- A すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- B 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- C 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

〈(オ) の解答群〉

- ① Aのみ正しい                      ② Bのみ正しい                      ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい                      ⑤ A、Cが正しい                      ⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい                      ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

(参照条文)

## 第1条 (連合の目的)

(2)1 連合の目的は、次のとおりとする。

(3) (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。

(4) (b)電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。

(5) (c)電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

(6) (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。

(7) (e) 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。

(8) (f) これらの目的を達成するため、構成国の努力を調和させ、並びに構成国と部門構成員との間の実りあるかつ建設的な協力及び連携を促進すること。

(9) (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に関係がある非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。

解答 ⑦

## 平成 27 年度第 1 回

問2(3)(ウ) 4点 8肢1択 全文判定

- (3) 国際電気通信連合憲章に規定する「連合の目的」について述べた次のA～Cの文章は、。  
(4点)

- A 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。  
B 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進する事。  
C 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に関係がある非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。

<(ウ)の解答群>

- ① Aのみ正しい      ② Bのみ正しい      ③ Cのみ正しい  
④ A、Bが正しい      ⑤ A、Cが正しい      ⑥ B、Cが正しい  
⑦ A、B、Cいずれも正しい      ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

9年ぶりの新条文出題です。

第1条は出題されやすいので今後も注意。

(参照条文)

### 第1条 (連合の目的)

(2)1 連合の目的は、次のとおりとする。

(3) (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。

(4) (b)電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。

(5) (c)電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

(6) (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。

(7) (e) 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。

(8) (f) これらの目的を達成するため、構成国の努力を調和させ、並びに構成国と部門構成員との間の実りあるかつ建設的な協力及び連携を促進すること。

(9) (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に関係がある非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。

解答 ⑦

## 平成 26 年度第 2 回

問2(3)(ウ)(エ) 4点 10肢2択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」及び「電気通信の秘密」について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、 (ウ) は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の  (エ) するすべての可能な措置をとることを約束する。

〈(ウ)、(エ)の解答群〉

- |            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| ① システムに適合  | ② 維持及び運用  | ③ 国際法に準拠 |
| ④ 規約及び約款   | ⑤ 技術基準に規定 | ⑥ 方式及び機能 |
| ⑦ 料金及び保障   | ⑧ 犯罪防止に対応 | ⑨ 標準化に寄与 |
| ⑩ サービス及び品質 |           |          |

(参照条文)

**第 33 条** (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、**料金及び保障**は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

**第 37 条** (電気通信の秘密)

(184) 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の **システムに適合**するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 ⑦、①

## 平成 26 年度第 1 回

問2(3)(エ) 4点 8肢1択 全文判定

(3) 国際電気通信連合憲章に規定する、電気通信に関する一般規定の「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」及び「電気通信の停止」について述べた次のA～Cの文章は、(エ)。(4点)

- A 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- B 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。
- C 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって基本的人権を侵害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

<(エ)の解答群>

- ① Aのみ正しい                      ② Bのみ正しい                      ③ Cのみ正しい  
④ A、Bが正しい                      ⑤ A、Cが正しい                      ⑥ B、Cが正しい  
⑦ A、B、Cいずれも正しい                      ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

(参照条文)

### 第 33 条 (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

### 第 34 条 (電気通信の停止)

1(180) 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

2(181) 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する

解答 ④

## 平成 25 年度第 2 回

問2(3)(ウ) 4点 8肢1択 全文判定

- (4) 国際電気通信連合憲章に規定する「連合の目的」について述べた次のA～Cの文章は、(ウ)。  
(4点)

- A すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての先進国における持続的経済成長を維持し及び増進すること。
- B 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- C 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

＜(ウ)の解答群＞

- ① Aのみ正しい                      ② Bのみ正しい                      ③ Cのみ正しい  
 ④ A、Bが正しい                      ⑤ A、Cが正しい                      ⑥ B、Cが正しい  
 ⑦ A、B、Cいずれも正しい                      ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

(参照条文)

### 第1条 (連合の目的)

(2)1 連合の目的は、次のとおりとする。

- (3) (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (4) (b)電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c)電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 ⑥

# 平成 25 年度第 1 回

問2(3)(ウ)、(エ) 各2点 計4点 8肢2択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章の電気通信に関する一般規定において規定する事項について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信するする。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信のを確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

- 〈(ウ)、(エ)の解答群〉
- |      |      |         |         |
|------|------|---------|---------|
| ① 秘密 | ② 自由 | ③ 設備を公開 | ④ 環境を提供 |
| ⑤ 公正 | ⑥ 安定 | ⑦ 権利を承認 | ⑧ 技術を共有 |

(参照条文)

**第 33 条(179)** (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信するする。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

**第 37 条(184)** (電気通信の秘密)

1 構成国は、国際通信のを確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 (ウ) ⑦ (エ) ①

## 平成 24 年度第 2 回

問2(3)(エ)4点 4肢1択(全文判定)

- (4) 国際電気通信連合憲章の「電気通信に関する一般規定」に規定する事項について述べた次の文章のうち、誤っているものは、 (エ)  (イ)  (ウ)  (エ) である。 (4点)

〈(エ)の解答群〉

- ① 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。
- ② 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- ③ 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。
- ④ 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

(参照条文)

### 第 33 条(179) (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

### 第 34 条 (電気通信の停止)

1(180) 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

2(181) 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

### 第 37 条(184) (電気通信の秘密)

1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 ④

# 平成 24 年度第 1 回

問2(3)(ウ) 4点 6肢1択

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する連合の目的の一部について述べたものである。

□□□□内の(A)～(C)に最も適した語句の組合せは、**□(ウ)□**である。(4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における□□(A)□□を維持し及び増進すること。
- (ii) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、□□(B)□□及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (iii) 電気通信業務の能率を増進し、その□□(C)□□を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

＜(ウ)の解答群＞			
	(A)	(B)	(C)
①	国際協力	人的資源	有用性
②	設備管理	情報資源	機密性
③	秩序	経済支援	有用性
④	国際協力	人的資源	効率性
⑤	設備管理	情報資源	効率性
⑥	秩序	経済支援	機密性

(参照条文)

## 第1条 (連合の目的)

(2) 1 連合の目的は、次のとおりとする。

(3) (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における**国際協力**を維持し及び増進すること。

(4) (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、**人的資源**及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。

(5) (c) 電気通信業務の能率を増進し、その**有用性**を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 ①

## 平成 23 年度第 2 回

問2(3)(ウ)、(エ) 各 2 点、計4点 8 肢 2 択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する電気通信に関する一般規定について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、 (ウ) は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信の  (エ) を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

<(ウ)、(エ)の解答群>		
① 安定	② 流通	③ 業務、料金及び保障
④ 運用、維持及び保守	⑤ 公平	⑥ 秘密
⑦ 手続き、管理及び品質	⑧ 形態、方式及び機能	

(参照条文)

第 33 条 (179) (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

第 37 条 (184) (電気通信の秘密)

1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 (ウ) ③、(エ) ⑥

# 平成 23 年度第 1 回

問2(3)(ウ)、(エ) 各 2 点、計4点 10 肢2択

- (4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「電気通信の停止」について述べたものである。内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。 (2点×2 = 4点)

構成国は、 (ウ) に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する  (エ) する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

構成国は、また、 (ウ) に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する  (エ) する。

- <(ウ)、(エ)の解答群>
- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| ① 行為を審議 | ② 議定書   | ③ 手段を採択 | ④ 国内法令  |
| ⑤ 国際条約  | ⑥ 合意を要求 | ⑦ 多国間協定 | ⑧ 条約を締結 |
| ⑨ 国際法令  | ⑩ 権利を留保 |         |         |

(参照条文)

第 34 条 (電気通信の停止)

1 (180) 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

2 (181) 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

解答 (ウ) ④、(エ) ⑩

## 平成 22 年度第 2 回

問2(3)(エ) 4点 (6 択)

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する連合の目的の一部について述べたものである。  
 内の(A)～(C)に最も適した語句の組合せは、(エ) である。 (4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における (A) を維持し及び増進すること。
- (ii) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な (B)、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (iii) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、 (C) の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(ウ)の解答群>

	(A)	(B)	(C)
①	国際協力-----	経済支援----	電気通信
②	設備管理-----	物的資源--	技術的手段
③	秩 序-----	経済支援----	電気通信
④	国際協力-----	物的資源--	技術的手段
⑤	設備管理-----	物的資源----	電気通信
⑥	秩 序-----	経済支援--	技術的手段

(参照条文)

第1条 (連合の目的)

- (2) 1 連合の目的は、次のとおりとする。
- (3) (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (4) (b)電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c)電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 ④

## 平成 22 年度第 1 回

問2(3)(ウ)、(エ) 各2点 計4点 8肢2択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「連合の目的」の一部について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び (ウ) のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (ii) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、 (エ) 及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(ウ)、(エ)の解答群>

- |           |       |         |             |
|-----------|-------|---------|-------------|
| ① 料金の低廉化  | ② 国際化 | ③ 秩序の維持 | ④ 技術的手段の発達  |
| ⑤ 相互接続の推進 | ⑥ 標準化 | ⑦ 合理的利用 | ⑧ 開発途上国への普及 |

(参照条文)

第1条 (連合の目的)

(2)1 連合の目的は、次のとおりとする。

(3) (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。

(4) (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 (ウ)⑦ (エ)④

## 平成 21 年度第 2 回

問2(3)(ウ)(エ) 各2点 計4点 8肢2択

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章の「電気通信に関する一般規定」で規定する事項について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆電気通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての (ウ) に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信の (エ) を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

<(ウ)、(エ)の解答群>

① 安定	② 流通	③ 利用者	④ 電気通信事業者
⑤ 公平	⑥ 施設者	⑦ 秘密	⑧ 電気通信役務

(参照条文)

第 33 条 (179) (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

第 37 条 (184) (電気通信の秘密)

1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 (ウ)③ (エ)⑦

# 平成 21 年度第 1 回

問2(3)(ウ)、(エ) 各2点 計4点 8肢2択

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「電気通信の停止」について述べたものである。  
 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ解答を示す (2点×2=4点)

構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる  (ウ) 又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる  (ウ) の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、 (ウ) の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを  (エ) する権利を留保する。

- 〈(ウ)、(エ)の解答群〉
- |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 除 外 | ② 電 信 | ③ 監 視 | ④ 私 報 | ⑤ 処 分 |
| ⑥ 禁 止 | ⑦ 公 報 | ⑧ 警 告 | ⑨ 通 報 | ⑩ 切 断 |

(参照条文)

### 第 34 条 (電気通信の停止)

(180) 1 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。

この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

(181) 2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

解答 (ウ)④ (エ)⑩

# 平成 20 年度第 2 回

問2(3)(エ) 4点 4肢1択

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する国際電気通信業務を利用する公衆の権利について述べたものである。〔(A)〕～〔(C)〕に最も適した語句の組合せは、(エ)である。  
(4点)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、〔(A)〕、料金及び保障は、すべての〔(B)〕に対し、いかなる優先権又は〔(C)〕も与えることなく同一とする。

〈(エ)の解答群〉			
	(A)	(B)	(C)
①	設 備-----	国 民-----	恩 典
②	業 務-----	利 用 者-----	特 恵
③	設 備-----	利 用 者-----	恩 典
④	業 務-----	国 民-----	特 恵

(参照条文)

第 33 条 (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

解答 (エ)②

# 平成 20 年度第 1 回

問2(3)(ウ) 4点 6肢1択

(3) 次の文章は、国際電気通信連合の目的の一部について述べたものである。〔(A)〕～〔(C)〕に最も適した語句の組合せは、〔(ウ)〕である。 (4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における〔(A)〕を維持し及び増進すること。
- (ii) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な〔(B)〕、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (iii) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、〔(C)〕の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

〈(ウ)の解答群〉			
	(A)	(B)	(C)
①	国際協力	経済支援	電気通信
②	設備管理	物的資源	技術的手段
③	秩序	経済支援	電気通信
④	国際協力	物的資源	技術的手段
⑤	設備管理	物的資源	電気通信
⑥	秩序	経済支援	技術的手段

(参照条文)

第1条 (連合の目的)

- (2) 1 連合の目的は、次のとおりとする。
- (3) (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (4) (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 ④

## 平成 19 年度第 2 回

問2(3)(ウ)、(エ) 各2点、計4点 8肢2択

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の (ウ) で設置するため、有用な措置をとる。これらの通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに (エ) の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| ① 国際社会   | ② 技術的条件 | ③ 経済的条件 | ④ 地理的条件 |
| ⑤ 科学及び技術 | ⑥ 電気通信  | ⑦ 経済活動  | ⑧ 設置基準  |

(参照条文)

第 38 条 (電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護)

(186) 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。

(187) 2 第 186 号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

解答 (ウ)② (エ)⑤

## 平成 19 年度第 1 回

問2(3)(イ)、(ウ) 各2点、計4点 8肢2択

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、国際電気通信業務を利用する公衆の権利について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2 = 4点)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、 (イ) 及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる  (ウ) 又は特恵も与えることなく同一とする。

<(イ)、(ウ)の解答群>

- |         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| ① 個人的利益 | ② 優先権 | ③ 収 益 | ④ 私 報 |
| ⑤ 料 金   | ⑥ 特 典 | ⑦ 既得権 | ⑧ 報 酬 |

(参照条文)

第 33 条 (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる 優先権 又は特恵も与えることなく同一とする。

解答 (イ)⑤ (ウ)②

# 平成 18 年度第 2 回

問2(2)(イ) 4点 6肢1択

(2) 次の文章は、国際電気通信連合に規定する、連合の目的の一部について述べたものである。

同憲章の規定に照らして、**〔(A)〕** ~ **〔(C)〕** に最も適した語句の組合せを、下記の回答群から選び  内の(イ)にその番号を記せ。 (4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における **〔(A)〕** を維持し及び増進すること。
- (ii) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な **〔(B)〕**、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (iii) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、**〔(C)〕** の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

同憲章に規定する内容に照らして、正しいものは、  (イ) である。

<(イ)の解答群>			
	(A)	(B)	(C)
①	国際協力	経済支援	電気通信
②	設備管理	物的資源	技術的手段
③	秩序	経済支援	電気通信
④	国際協力	物的資源	技術的手段
⑤	設備管理	物的資源	電気通信
⑥	秩序	経済支援	技術的手段

(参照条文)

第1条 (連合の目的)

- (2) 1 連合の目的は、次のとおりとする。
- (3) (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における **国際協力** を維持し及び増進すること。
- (4) (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な **物的資源**、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、**技術的手段** の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 ④

## 平成 18 年度第 1 回

問3(1)(ア)、(イ) 各2点 計4点 8肢2択

- (1) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、虚偽の遭難信号等について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。

(2点×2 = 4点)

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は (ア) 信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を (イ) する自国の管轄の下にある局を探知し及び (ア) するために協力することを約束する。

<(ア)、(イ)の解答群>

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| ① 非 常 | ② 認 定 | ③ 選 択 | ④ 監 視 |
| ⑤ 発 射 | ⑥ 監 督 | ⑦ 識 別 | ⑧ 運 用 |

(参照条文)

第 47 条 (虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号)

(201) 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

解答 (ア)⑦ (イ)⑤

## 平成 17 年度第 2 回

問2(4)(エ) 4点 4肢1択(AB文章)

- (4) 次のA、Bの文章は、国際電気通信連合憲章で規定する、責任、電気通信路及び電気通信設備の設置、運用について述べたものである。同憲章に照らし、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。
- B 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。これらの通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに国際社会の発展に合わせて進歩していくようにしなければならない。

同憲章に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (エ)。

<(エ)の解答群>

- ① Aのみ正しい      ② Bのみ正しい  
③ AもBも正しい    ④ AもBも正しくない

(参照条文)

第 36 条 (責任)

(183) 構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。

第 38 条 (電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護)

(186) 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。

(187) 2 第 186 号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

解答 (エ)①

## 平成 17 年度第 1 回

問2(4)(オ)、(カ) 各2点 計4点 8肢2択

(4) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章で規定する事項について述べたものである。同憲章に照らし、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- (i) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての (オ) に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- (ii) 構成国は、国際通信の (カ) を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

<(オ)、(エ)の解答群>

- |      |       |       |           |
|------|-------|-------|-----------|
| ① 安定 | ② 利用者 | ③ 流通  | ④ 電気通信事業者 |
| ⑤ 公平 | ⑥ 秘密  | ⑦ 構成国 | ⑧ 電気通信役務  |

(参照条文)

第 33 条 (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

(179) 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

第 37 条 (電気通信の秘密)

(184) 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

解答 (オ)② (カ)⑥

## 平成 16 年度第 2 回

問2(4) (オ) 4点 4肢 1 択 (AB 判定)

(4) 次の A、B の文章は、国際電気通信連合憲章で規定する、有害な混信、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。  内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

A 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を絶対的優先順位において受信し、いずれから発せられたかを確認した後、この通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

B すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用をしなければならない

同憲章に規定する内容に照らして、  (オ) 。

<(オ)の解答群>

① Aのみ正しい

② Bのみ正しい

③ A、Bいずれも正しい

④ A、Bいずれも正しくない

(参照条文)

第 46 条 (遭難の呼出し及び通報)

(200) 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、**いずれから発せられたかを問わず**、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

第 45 条 (有害な混信)

(197) 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

解答 (オ)②

## 平成 16 年度第 1 回

問2(3)(エ) 4点 8肢1択(ABC完全判定)

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために④必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。これらの通信路及び設備は、できる限り、⑥実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに③科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

同憲章に規定する内容に照らして、上記A～Cの下線部分の語句は、□(エ)。

〈(エ)の解答群〉

- ① Aのみ正しい      ② Bのみ正しい      ③ Cのみ正しい  
④ A、Bが正しい      ⑤ A、Cが正しい      ⑥ B、Cが正しい  
⑦ A、B、Cいずれも正しい      ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

(参照条文)

第 38 条 (電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護)

- (186) 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。
- (187) 2 第 186 号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

解答 ⑦

## 平成 15 年度第 2 回

問2(4)(オ)、(カ) 各2点 計4点 10肢2択

- (4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ解答を示す。(2点×2=4点)

構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる  (オ) 又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる  (オ) の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、 (オ) の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを  (カ) する権利を留保する。

<(オ)、(エ)の解答群>

- |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| ① 停止 | ② 電信 | ③ 監視 | ④ 私報 | ⑤ 処分 |
| ⑥ 禁止 | ⑦ 公報 | ⑧ 警告 | ⑨ 通報 | ⑩ 切断 |

(参照条文)

### 第 34 条 (電気通信の停止)

(180) 1 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

(181) 2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

解答 (オ)④ (カ)⑩

## 平成 15 年度第 1 回

問2(4)(エ)、(オ) 各2点 計4点 8肢2択

(4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章に照らして、内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における **(エ)** に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の **(オ)** に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

〈(エ)、(オ)の解答群〉

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| ① 風土病  | ② 人名の安全 | ③ 検疫対策 | ④ 危険防止 |
| ⑤ 環境保全 | ⑥ 伝染病   | ⑦ 緊急事態 | ⑧ 指定難病 |

(参照条文)

第 40 条 (人命の安全に関する電気通信の優先順位)

(191) 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における **人命の安全**に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の **伝染病**に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

解答 (エ)② (オ)⑥

## 平成 14 年度第 2 回

問2(4)(オ)(カ) 各2点 計4点 8肢2択

- (4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の無線通信に関する特別規定について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、 (オ) に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に  (カ) を生じさせないように設置し運用しなければならない。

〈(オ)、(カ)の解答群〉

- |           |              |          |
|-----------|--------------|----------|
| ① 通信の途絶   | ② 有害な混信      | ③ 経済的な損失 |
| ④ 電気通信事業法 | ⑤ 秘密の漏えい     | ⑥ 無線通信規則 |
| ⑦ 電波法     | ⑧ 国際電気通信連合条約 |          |

(参照条文)

第 45 条 (有害な混信)

(197) 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

解答 (オ)⑥ (カ)②

# 平成 14 年度第 1 回

問2(5)(キ)、(ク) 各2点 計4点 9肢2択

- (5) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、連合の目的の一部について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(キ)、(ク)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における  (キ) を維持し及び増進すること。
- (ii) 連合の目的として掲げられたすべての目的を達成するため、団体及び機関の連合の活動への参加を促進し及び拡大させ、並びに当該団体及び機関と構成国との間の実りある協力及び連携を促進すること。
- (iii) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (iv) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、  (ク) の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(キ)、(ク)の解答群>

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| ① 国際交流  | ② 無線通信 | ③ 経済援助 |
| ④ 技術的手段 | ⑤ 情報交換 | ⑥ 電気通信 |
| ⑦ 連 携   | ⑧ 国際協力 | ⑨ 通信機器 |

(参照条文)

第1条 (連合の目的)

- (2) 1 連合の目的は、次のとおりとする。
- (3) (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における **国際協力** を維持し及び増進すること。
- (4) (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、 **技術的手段** の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 (キ)⑧ (ク)④

# 平成 13 年度第 2 回

問2(4) (オ)、(カ) 各2点 計4点 10肢 2択

(4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(オ)、(カ)に入るべきものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ語句を示す。 (2点×2=4点)

構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる  (オ) 又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる  (オ) の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、 (オ) の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを  (カ) する権利を留保する。

- 〈(オ)、(カ)の解答群〉
- |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 禁 止 | ② 私 報 | ③ 監 視 | ④ 通 信 | ⑤ 公 報 |
| ⑥ 公 表 | ⑦ 処 分 | ⑧ 切 断 | ⑨ 通 報 | ⑩ 警 告 |

(参照条文)

### 第 34 条 (電気通信の停止)

1 (180) 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

2 (181) 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

解答 (オ)② (カ)⑧

## 平成 13 年度第 1 回

問2(2)(イ)、(ウ) 配点未公表 8肢2択

(2) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章の規定に照らして、内の(イ)、(ウ)に入るべきものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における  (イ) に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の  (ウ) に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

<(イ)、(ウ)の解答群>

- |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|
| ① 伝染病  | ② 事故防止 | ③ 指定難病 | ④ 人命の安全 |
| ⑤ 救助活動 | ⑥ 風土病  | ⑦ 環境保全 | ⑧ 検疫対策  |

第 40 条 (人命の安全に関する電気通信の優先順位)

(191) 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における **人命の安全**に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の **伝染病**に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

解答 (イ)④ (ウ)①

# 平成 12 年度第 2 回

問2(3)(オ) 配点未公表 6肢1択

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。〔(A)〕～〔(D)〕に入るべき語句の組合せを、下記の解答群から選び、内の(オ)にその番号を記せ。ただし、!〔(A)〕!内の同じ記号は、同じ語句を示す。

連合員は、国の安全を害すると認められる!〔(A)〕!又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる〔(A)〕の伝送を〔(B)〕する権利を留保する。この場合には、〔(A)〕の全部又は一部の〔(B)〕を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

連合員は、また、他の私用の〔(C)〕であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを〔(D)〕する権利を留保する。

同憲章の規定に照らして、正しいものは (オ) である。

〈(オ)の解答群〉				
	(A)	(B)	(C)	(D)
①	私報	禁止	無線通信	停止
②	私報	切断	電気通信	停止
③	通報	禁止	無線通信	切断
④	私報	停止	無線通信	切断
⑤	通報	切断	電気通信	停止
⑥	私報	停止	電気通信	切断

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違があるが解答に支障はない)

## 第 34 条 (電気通信の停止)

(180) 1 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

(181) 2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

解答 (オ)⑥

## 平成 12 年度第 1 回

問2(4)(カ)、(キ)、(ク) 配点未公表 8 肢 3 択

- (4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(カ)～(ク)に入るべきものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ語句を示す。

連合員は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な  (カ) を最良の  (キ) で設置するため、有用な措置をとる。これらの  (カ) は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに  (ク) の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

<(カ)～(ク)の解答群>

- |        |           |         |          |
|--------|-----------|---------|----------|
| ① 電気通信 | ② 技術的条件   | ③ 経済的条件 | ④ 科学及び技術 |
| ⑤ 無線通信 | ⑥ 通信路及び設備 | ⑦ 建築物   | ⑧ 国際経済   |

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違があるが解答に支障はない)

第 38 条 (電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護)

(186) 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件下で設置するため、有用な措置をとる。

(187) 2 第 186 号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

解答 (オ)⑥

## 平成 11 年度第 2 回

問2(3)(ウ)、(エ)、(オ) 配点未公表 8 肢 2 択

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定する、連合の目的の一部について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(ウ)～(オ)に入るべき語句を、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

連合の目的は、次のとおりとする。

- (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のためすべての連合員の間における  (ウ) を維持し及び増進すること。
- (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること並びにその実施に必要な  (エ) 及び資金の移動を促進すること。
- (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、 (オ) の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(ウ)～(オ)の解答群>

- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| ① 国際交流 | ② 経済支援 | ③ 技術的手段 |
| ④ 物的資源 | ⑤ 無線通信 | ⑥ 連携    |
| ⑦ 国際協力 | ⑧ 電気通信 |         |

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違があるが解答に支障はない)

第 1 条 (連合の目的)

- (3) (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (4) (b)電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (5) (c)電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

解答 (ウ)① (エ)④ (オ)③

## 平成 11 年度第 1 回

問2(3)(ウ)、(エ)、(オ) 配点未公表 12 肢 3 択

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の無線通信に関する規定について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(ウ)～(オ)に入るべき語句を、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員、認められた事業者その他正当に (ウ) を得て、かつ、 (エ) に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に (オ) を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

<(ウ)～(オ)の解答群>

- |           |              |         |
|-----------|--------------|---------|
| ① 収 益     | ② 国際電気通信連合条約 | ③ 電波法   |
| ④ 協 力     | ⑤ 特別な差別      | ⑥ 許 可   |
| ⑦ 経済的な損失  | ⑧ 無線通信規則     | ⑨ 委 託   |
| ⑩ 電気通信事業法 | ⑪ 過大な利益      | ⑫ 有害な混信 |

(参照条文)

第 45 条 (有害な混信)

(197) 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

解答 (ウ)⑥ (エ)⑧ (オ)⑫

## 平成 10 年度第 2 回

問2(5)(ケ)、(コ) 配点未公表 12 肢 2 択

(5) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章の規定に照らして、 内の(ケ)、(コ)に入るべき語句を、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ語句を示す。

連合員は、国の安全を害すると認められる  (ケ) 又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる  (ケ) の伝送を  (コ) する権利を留保する。この場合には、 (ケ) の全部又は一部の  (コ) を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

連合員は、また、他の私用の電気通信であつて国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

<(ケ)～(コ)の解答群>

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| ① 禁 止 | ② 通 報 | ③ 監 視 | ④ 通 信 |
| ⑤ 電 報 | ⑥ 停 止 | ⑦ 阻 止 | ⑧ 切 断 |
| ⑨ 私 報 | ⑩ 提 訴 | ⑪ 処 分 | ⑫ 摘 発 |

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違があるが解答に支障はない)

第 34 条 (電気通信の停止)

(180) 1 構成国は、国内法令に従つて、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

解答 (ケ)⑨ (コ)⑥

# 平成 07 年度第 2 回

問1(4)(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 配点未公表 8 肢 4 択

(4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。  内に最も適した語句を下記の語群から選び、その番号を記せ。

連合員は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する  (ア) を承認する。各種類の通信において、業務、  (イ) 及び保障は、すべての  (ウ) に対し、いかなる  (エ) 又は特恵も与えることなく同一とする。

- (語群)
- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| ① 優先権 | ② 必要性 | ③ 権 利 | ④ 条 件 |
| ⑤ 既得権 | ⑥ 利用者 | ⑦ 料 金 | ⑧ 事業者 |

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違があるが解答に支障はない)

第 33 条 (179) (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

解答 (ア)③ (イ)⑦ (ウ)⑥ (エ)①

## 平成 04 年度第 1 回

第2種伝送交換 問1(3) 配点未公表 6肢 3 択

- (4) 次の文章は、国際電気通信条約の電気通信の利用に関する規定について述べたものである。  
内に最も適した語句を下記の語群から選び、その番号を記せ。

連合員は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する  を承認する。  
業務、料金及び保障は、いかなる  又は特惠も与えることなく、各種類の通信  
において、すべての  に対して同一とする。

(語群)

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| ① 利用者 | ② 優先権 | ③ 必要性 | ④ 事業者 |
| ⑤ 権利  | ⑥ 既得権 |       |       |

※第1種伝送交換/線路にも問1(2)に出題されているが、旧条約 11 条(CCITT 関連)なので現在は該当  
条文が存在しないため、省略する。

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違がある)

第 33 条 (179) (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する **権利** を承認する。各種類の通信に  
おいて、業務、料金及び保障は、すべての **利用者** に対し、いかなる **優先権** 又は特惠も与えること  
なく同一とする。

(旧 18 条)(131) 連合員は、公衆に対し、公衆通信の国際業務によつて通信する権利を承認する。業務、料金  
及び保障は、いかなる優先権又は特惠をも与えることなく、各種類の通信において、すべての利用者に対して同  
一とする。

解答 (エ)⑤ (オ)② (カ)①

# 昭和 62 年度第 1 回

第 1 種伝送交換 問1(2) (ア)、(イ)、(ウ) 配点未公表 6 肢3択

(2) 次の文章は、国際電気通信条約における電気通信の利用に関する規定について述べたものである。□ 内に最も適した語句を、下記の語群から選び、その記号を記せ。

連合員は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する □ (ア) を承認する。業務、料金及び保障は、いかなる □ (イ) 又は特恵も与えることなく、各種類の通信において、すべての □ (ウ) に対して同一とする。

- (語群)
- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| (a) 既得権 | (b) 権 利 | (c) 事業者 | (d) 必要性 |
| (f) 優先権 | (g) 利用者 |         |         |

(参照条文 ※旧法のため、現行法文とは若干の相違がある)

### 第 33 条 (179) (国際電気通信業務を利用する公衆の権利)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

(旧 18 条)(131) 連合員は、公衆に対し、公衆通信の国際業務によつて通信する権利を承認する。業務、料金及び保障は、いかなる優先権又は特恵をも与えることなく、各種類の通信において、すべての利用者に対して同一とする。

解答 (ア)b (イ)f (ウ)g